

たかしま

Takashima City
Public Relations

広報

2015
平成 27 年
7 月号
No. 186

特集 庁舎・支所の整備を進めます…………… ②-③

- ・ 8月から介護保険サービスの利用者負担が変わります …… ④-⑤
- ・ ご存知ですか？ 自転車の危険運転者に「講習」義務化 … ⑪
- ・ 7月 22 日から使用済小型家電をボックス回収します …… ⑯
- ・ 『在宅医療地域資源マップ』を作成しました …………… ㉔

主な内容

裏打ち 表具師の技術を体験

6月14日(日)、藤樹の里文化芸術会館で、「裏打ち体験教室」が開催されました。参加された11人の方は、自分の書や絵を制作した後、裏打ち作業を体験。完成した作品は、しばらく会館で展示されました。



昇天堂の表具師 土井 健雄先生の裏打ちの技術を真剣な眼差しで教わる参加者

【裏打ち】とは

和紙に書かれた作品の裏に別の紙を貼り、作品をより丈夫にする作業です。紙がピンと張り作品の質があがるほか、保存状態もよくなります。



市の花
カキツバタ



市の木
サクラ



市の鳥
ヒバリ

庁舎 整備方針とスケジュール

- 整備方針 新旭庁舎は、平成5年築で耐震基準を満たして、必要な改修を行い長寿命化を行うことで、将来の使用に十分耐えられる施設です。この施設を活用し、不足する面積を増築します。
- 位置 高島市新旭町北畑565番地
- 敷地面積 約19,279㎡
- 建物面積 約9,590㎡



	新旭庁舎	増築庁舎	
構造・階数	鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建	鉄骨造、地上3階建	
基礎	直接基礎	直接基礎、免震構造	
面積	屋上	210㎡	
	3階	764㎡	1,330㎡
	2階	1,421㎡	1,330㎡
	1階	2,109㎡	1,340㎡
	地下中間	271㎡	200㎡
	地下1階	615㎡	—
	合計	5,390㎡	4,200㎡
総合計	9,590㎡		

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
委託業務	地質調査(増築棟予定地)	→		
	基本設計(改修含む)	→		
	実施設計(改修含む)		→	
	工事監理			→
建築工事	増築工事			→
	外構工事		→	→
	新旭庁舎改修工事			→

支所 整備方針とスケジュール

項目	整備方針	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
マキノ支所	昭和49年築で耐震基準を満たしていませんが、将来的な使用が可能であり、耐震補強と必要な改修を行います。		耐震調査・設計	耐震・改修工事	
今津支所	昭和33年築で耐震基準を満たしていません。老朽化が著しいことから、今津総合福祉センターに増築を行います。	設計	増築工事	既存庁舎解体	
朽木支所	昭和49年築で耐震基準を満たしていませんが、将来的な使用が可能であり、耐震補強と必要な改修を行います。		耐震調査・設計	耐震・改修工事	
安曇川支所	昭和35年築で耐震基準を満たしていません。老朽化が著しいことから、安曇川ふれあいセンター内の現保健センター事務所に必要な改修を行い移転します。	設計	改修工事		既存庁舎解体
高島支所	昭和57年築で耐震基準を満たしていることから、改修して整備します。			設計	改修工事
新旭振興室	旧新旭公民館は、昭和49年築で耐震基準を満たしていません。老朽化が著しくアスベストが使用されていることから解体し、機能を移転します。		移転 解体(新旭庁舎へ)		

図 財産管理課 ☎ (25) 8112

特集

庁舎・支所の整備を進めます

6月1日、新旭庁舎に必要な増改築や支所の整備に関わる予算について、市議会から、「現庁舎を『暫定の事務所の位置』とすることを前提に、予算執行を求める」との意見書が提出されました。

これを受け、庁舎・支所の整備を計画的に進めていきます。

● 経過
市議会では、昨年9月、今年3月の定例会で市役所の位置を定める条例の改正案を否決されました。また、4月12日に

市議会からの意見書を受け
庁舎整備予算を執行します

また、このことにあわせて、JR新旭駅のバリアフリー化に向けての協議を進めていきます。

● 議会からの意見書
こうした中、市議会からは、先の住民投票結果により示された民意を真摯に受け止めていただいた上で、3月議会で可決されている、新旭庁舎に必要な増改築や支所の整備に関わる予算について、新旭庁舎を「暫定の事務所の位置」とすることを前提に、必要最小限の経費により予算執行を求める、との意見書が市議会の意志として提出されました。

● 今回の意見書は市議会の総意として受け止めさせていただき、庁舎・支所整備事業に速やかに着手します。

行いました庁舎整備に関する住民投票の結果を受けまして、4月27日の市議会臨時会で市役所の位置を定める条例の改正案を提案しましたが、二度の否決となりました。

どうして増改築が必要なの？

● 現在の庁舎の体制
現在、市役所機能は、土木上下水道部が今津町の市役所別館、教育委員会が安曇川支所、その他の部局が新旭庁舎で、それぞれ業務を行う庁舎方式となっております。このことから次の課題があります。

● 課題
【新旭庁舎】
事務スペースに余裕がないため、市民の皆さんが相談に訪れた際のプライバシーの確保が困難。
・災害時に防災拠点としてのスペースも確保されていない。
・窓口が分散(教育、土木・上下水道)して、市民の皆さんに不便が生じる。事務が不効率。

● 別館・支所
別館とマキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、は筑後年数が経過し、老朽化が著しい上に耐震基準を満たしていない。

● 庁舎整備の必要性
市では、これまで、こうした課題に対応するため、行政機能集約による市民サービス窓口のワンストップ化や、来庁者、相談者等のプライバシーの確保、災害対応機能の強化を図るため、新旭庁舎を活用した必要最小限の経費での庁舎整備を提案してきました。

相談者のプライバシー
窓口の分散
防災拠点

新旭地域
今津地域
安曇川地域

【新旭庁舎】
【市役所別館】 土木上下水道部
【安曇川支所】 教育委員会事務局

増築した新旭庁舎に、教育委員会事務局と土木上下水道部が移転する予定です。

2015.7月号 たのしま 2

どう変わるの？



8月から 介護保険サービスの 利用者負担が変わります

利用者負担割合を見直します



介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただく必要があります。この利用者の負担は、介護保険制度が創設されて以来、所得にかかわらず一律にサービス費の1割となっていました。

介護保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、介護保険制度の持続可能性を高めるため、一定以上の所得がある方については、利用者負担の割合を見直します。

介護保険負担割合証を発行します

65歳以上で要支援または要介護の認定を受けておられる方全員に、利用者負担の割合(1割または2割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月下旬に送付する予定です。介護サービスを利用するときは、必ずサービス事業所に提示してください。

利用者負担割合			
要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方(第1号被保険者)	本人の合計所得金額が160万円未満	1割負担	
	本人の合計所得金額が160万円以上	同一世帯の第1号被保険者の年金収入 + その他の合計所得金額が 単身で280万円未満 2人以上で346万円未満	1割負担
		上記以外の方	2割負担

※要支援・要介護認定を受けておられる65歳未満の方(第2号被保険者)の方は、一律1割負担です。
※合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除等を控除した後の金額で、基礎控除、扶養控除や医療費控除等の控除をする前の所得金額です。

区分	負担上限額(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方※	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている方	37,200円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金を受給している方 ・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯)
	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

※「現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方(第1号被保険者)がいる方のことです。ただし、次の場合は、あらかじめ市に申請することによって負担上限額が37,200円になります。(対象となる可能性がある方には、市から申請書を送付します。)

【同一世帯内に65歳以上の方が】

- ・1人の場合：その方の収入が383万円未満
- ・2人以上いる場合：すべての方の収入の合計額が520万円未満

高額介護サービス費の 利用者負担上限額を新設



同じ月の利用者負担が一定額(負担上限額)を超えたときに支給される高額介護サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方」を新設します。(8月利用分から適用)

介護保険施設の食費・部屋代の負担軽減の適用要件を追加します



介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイを利用する方の食費・部屋代は、ご本人の負担が原則です。しかし、低所得の方(市民税非課税世帯の方)については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

なお、在宅で暮らす方との公平性をさらに高めるため、食費や部屋代は、一定以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身で負担いただくよう、次のとおり適用要件を追加します。

- ①別世帯に配偶者がいる場合には、別世帯の配偶者も市民税の課税の有無を確認し、課税されている場合には負担軽減の対象となります。
- ②預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外となります。
 - ・配偶者がいる方
夫婦で2,000万円以上
 - ・配偶者がいない方
単身で1,000万円以上

特別養護老人ホームの多床室に 入所する方の負担額を変更します(市民税課税世帯)



特別養護老人ホームの多床室に入所する方(ショートステイ利用者を含む)のうち、市民税課税世帯の方については、光熱水費分に加え、室料相当分を負担していただくこととなります。

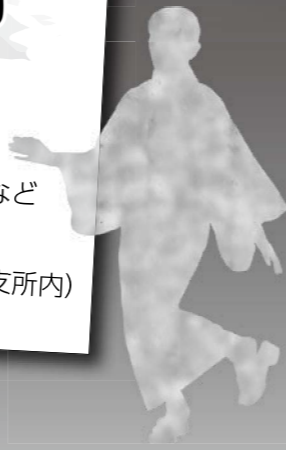
具体的には、施設と入所者の方の契約事項となります。

で、個別に各施設へお問い合わせください。

※低所得の方(負担限度額認定を受けておられる方)の多床室の部屋代の基準となる額(基準費用額)は、1日当たり370円から840円に変更されます。

問長寿介護課 ☎(25)80029

夏まつり



**2015あど川夏まつり
宴JOYあどがわ**

7月25日(土) 17時~21時30分

- 場所 健康の森梅ノ子運動公園特設会場
- 内容 園児創作みこし、ステージ発表、参加型ゲーム、模擬店など

問あど川夏まつり実行委員会(安曇川支所内)
☎(32)1131

**マキノサマーカーニバル
2015**

8月1日(土) 15時~21時

- 場所 マキノサニービーチ高木浜
- 内容 ライブステージ、ビンゴ大会、ふるさとバザール、花火大会など

問四季遊園マキノ交流促進協議会
☎(28)8002

**近江今津ふるさと夏まつり
やっさ!今津!! 2015**

8月1日(土) 16時~21時30分

- 場所 高島市民会館駐車場、今津南浜湖岸
- 内容 高島音頭総おどり、ふれあい屋台村、湖上灯ろう、ステージイベント、花火大会など

問近江今津ふるさと夏まつり実行委員会(今津支所内) ☎(22)2551

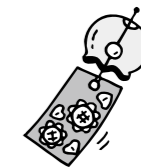
2015たかしま夏まつり

8月8日(土) 15時~21時

- 場所 萩の浜
- 内容 イベント、抽選会、花火大会など

問たかしま夏まつり実行委員会(高島支所内)
☎(36)2011

7月は、「青少年の非行・被害防止強調月間」です



もつすすべ夏休みです。青少年にとっては、自由な時間が増え、気持ちが開放的になる季節です。飲酒、喫煙、深夜徘徊、暴力行為、危険ドラッグなどの非行に走ったり、犯罪に巻き込まれないように地域全体で青少年を温かく見守り、支え育てる環境が大切です。

普段から青少年自身が気をつけることが大切ですが、家庭や地域、行政も一体となって取り組む必要があります。青少年の非行や犯罪被害を防止するために皆さんのご理解とご協力をお願いします。

青少年の皆さんへ

- 万引き、飲酒、喫煙、危険ドラッグ
…あなたの未来を壊さないでください。
- 出会い系サイト、児童ポルノ
…あなたに傷つけてほしくありません。

ご家庭や地域の皆さんへ

〈地域の青少年を知ろう〉
登下校の時間帯の声かけや、夏休みのラジオ体操などに積極的に参加して、地域の子どもと関わりをもつ時間をつくってください。

〈青少年に声かけを〉
夜更かしや深夜徘徊などの行動は、非行への第一歩となります。早めの帰宅を促す声かけや、朝のあいさつなど、子どもたちへの積極的な声かけをお願いします。

インターネットに潜む有害情報から青少年を守りましょう

青少年がインターネット（パソコンや携帯電話）を利用する場合、家庭でのルールづくりや適切なフィルタリング設定を行いましょう。

青少年課・高島市青少年育成市民会議
☎(32) 4458
高島市少年センター
☎(32) 3828



不登校・ひきこもり家族学習会

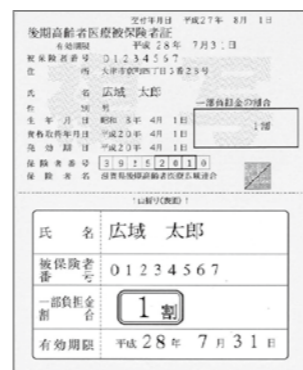
不登校やひきこもり等でお悩みのご家族や支援者を対象に学習会を開催します。講師の経験や活動の状況等を教えていただくほか、講師と交流し、当事者の理解を深め、家族の対応方法について一緒に考えたいと思います。

	開催日	内容	講師
第1回	7月23日(日)	不登校の子どもを支える親の役割	鈴木先生 (スクールソーシャルワーカー)
第2回	8月3日(月)	思春期の精神疾患について	大門医師 (県精神医療センター)
第3回	10月21日(日)	ひきこもりについて ～支援の方法や段階について取り組み紹介～	麦の郷 ひきこもり者社会参加支援センター ハートフルハウス創 (はじめ)
第4回	11月26日(日)	家族の会について ～みにとまとの活動～	渡辺さん (みにとまと代表)
第5回	12月18日(金)	就労について考えよう	西野相談員 (社会福祉協議会)
第6回	2月18日(日)	家族の健康について	保健師 (高島市健康推進課)

※講師の都合により、日時が変更になる場合があります。
 ▶場所 観光物産プラザ (新旭公民館) ▶時間 13時30分～15時
 ▶申込方法 電話、ファックス、メール (名前と電話番号をお知らせください)
 問・申 子ども・若者支援センター “あすくる高島”
 ☎(32) 3824 FAX(32) 0990 〆shonen@city.takashima.lg.jp

後期高齢者医療制度のお知らせ

☎ 保険年金課 ☎ (25) 8137
滋賀県後期高齢者医療広域連合
☎ 077 (522) 3013



薄桃色になります

8月1日から有効の新しい被保険者証を7月にお送りします

新しい被保険者証は、7月中に簡易書留郵便でお送りします。

- 8月1日は、年に一度の被保険者証の更新日です
更新にともない、現在、後期高齢者医療制度に加入しておられる方全員の被保険者証が新しくなります。
- 8月1日からは、今お持ちの被保険者証は使えません
8月1日以降は、今お持ちの被保険者証は使えませんのでご注意ください。(有効期限をお確かめください。)

今年度の保険料の額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者の方に、平成27年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知書を7月に郵便でお送りします。



- 保険料の計算のもとになるものは？
平成27年度の保険料は、平成26年中の所得に基づいて計算します。
- 保険料の納付方法は？
通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただけます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただけます。

●後期高齢者医療保険料 (均等割額) の軽減範囲が拡大されました

【均等割額が5割軽減される方】	【均等割額が2割軽減される方】
被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方	被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方
《改正前 (平成26年度保険料まで)》 「基礎控除額 (33万円)」 + 「24.5万円×世帯の被保険者数」	《改正前 (平成26年度保険料まで)》 「基礎控除額 (33万円)」 + 「45万円×世帯の被保険者数」
《改正後 (平成27年度保険料から)》 「基礎控除額 (33万円)」 + 「26万円×世帯の被保険者数」	《改正後 (平成27年度保険料から)》 「基礎控除額 (33万円)」 + 「47万円×世帯の被保険者数」

※均等割額9割軽減、8.5割軽減に該当される方は、変更ありません。

限度額適用・標準負担額減額認定証を更新します

- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」とは？
医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」という。)を提示すると、窓口での医療費のお支払いの上限が限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。
- 対象となる方は？
後期高齢者医療制度の被保険者の方で、平成27年度の住民税が世帯全員非課税の方
- 手続き方法は？
平成27年7月31日まで有効の「限度額認定証」をお持ちの方で、平成27年8月以降も該当する方には、新しい被保険者証に同封してお送りします (申請手続きは不要です)。
- 新たに交付してもらうには？
保険年金課または各支所で申請してください。(被保険者証と印鑑 (認印で可) をお持ちください。)

今年度から、税率や軽減措置の対象が変わります

今年度から、次のとおり税率の改正、課税限度額の引き上げと、保険税の軽減措置の対象の拡大が行われます。今年度の年税額は、7月に決定してお知らせします。

国民健康保険税の税率 ()内は平成26年度の税率・税額です。

項目	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割額	6.8% (5.3%)	1.9% (1.5%)	2.0% (1.4%)
資産割額	10.0% (20.0%)	3.5% (7.0%)	3.5% (7.0%)
均等割額	25,900円 (23,800円)	7,400円 (6,800円)	9,800円 (9,000円)
平等割額	特定世帯および特定継続世帯以外の世帯	20,800円 (19,400円)	6,000円 (5,600円)
	特定世帯	10,400円 (9,700円)	3,000円 (2,800円)
	特定継続世帯	15,600円 (14,550円)	4,500円 (4,200円)
課税限度額	52万円 (51万円)	17万円 (16万円)	16万円 (14万円)
対象となる方	0歳以上 75歳未満		40歳以上 65歳未満

▼軽減措置（5割軽減・2割軽減）の対象の拡大

世帯主ならびにその世帯に属する被保険者および特定同一世帯所属者につき算定した総所得金額等が、それぞれ次の計算式による値を超えない世帯（7割軽減については変更ありません。）

○均等割額と平等割額が5割軽減される世帯

＜改正後＞ **改正前 24.5万円**
基礎控除額 (33万円) + **26万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

○均等割額と平等割額が2割軽減される世帯

＜改正後＞ **改正前 45万円**
基礎控除額 (33万円) + **47万円** × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

※総所得金額等については、専従者給与の計算方法が異なりますので、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行し、継続して同一の世帯に属する方をいいます。

世帯主と世帯に属する被保険者のうち、一人でも所得がわからない場合は、軽減の基準に該当するかの判断ができないため、これらの軽減措置は適用できません。申告の必要がある方でまだ所得申告をされていない場合は、速やかに済ませてください。

自己負担限度額を超えた医療費を支給します

高齢受給者証

80月1日から有効の新しい高齢受給者証を7月中旬頃に送ります

新しい受給者証が届いたら書かれている内容をご確認ください。古い受給者証は、保険年金課または各支所にお返しいただくか、ご自宅で裁断などして廃棄してください。

高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生日）から75歳の誕生日の前日まで交付されるもので、医療機関での負担割合を記載した証です。病院や薬局などでは、被保険者証と高齢受給者証の2枚をご提示ください。

限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証

現在交付の認定証の有効期限は7月31日です
更新手続きをお願いします
認定証をお持ちの方には、更新

のご案内を郵送します。保険年金課または各支所で手続きしてください。

☆この「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、医療機関の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。現在お持ちでない方も、入院等で支払いが高額になる場合は、保険年金課または各支所で申請してください。

- 持ち物
 - ・国保の被保険者証
 - ・印鑑
 - ・認定証（現在お持ちの方）
 - ・過去12か月で90日以上入院されている方は、そのことがわかる領収書
 - ・委任状（同一世帯でない方が申請される場合）

高額療養費

自己負担限度額を超えた医療費を支給します

医療機関で支払った一部負担金が高額になった場合は、自己負担

限度額適用認定証等と高額療養費の自己負担限度額《月額》

所得 ※1	自己負担限度額	4回目以降の限度額 ※3
所得 901万円超	252,600円+A A = (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
所得 600万円超 ~ 901万円以下	167,400円+B B = (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
所得 210万円超 ~ 600万円以下	80,100円+C C = (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
所得 210万円以下	57,600円	24,600円
住民税非課税 ※2	35,400円	24,600円

※1 【所得】… 同一世帯すべての国保被保険者の年間基準所得額になります。
※2 【住民税非課税】… 同一世帯の世帯主およびすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯の方
※3 過去12か月間に同じ世帯で4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の限度額が適用されます。

同じ月内に同じ医療機関等に支払った医療費が対象です。ただし、同じ世帯で同じ月内に21,000円以上の一部負担金を2回以上支払い、その合算額が自己負担限度額を超えた場合は申請していただくとその超えた額を支給します。(同じ医療機関でも、外来と入院、内科と歯科は別計算となります)

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+A ※ A = (総医療費 - 267,000円) × 1%
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税	II	24,600円
	I	15,000円

同じ月内に支払った自己負担額が限度額を超えた場合対象になります。
※過去12か月間に4回以上高額療養費を受けた場合、4回目以降は44,400円が自己負担限度額になります。

国民健康保険 高齢受給者証・限度額適用認定証などの更新時期です！ 国保年金課 ☎(25) 8137

限度額を超えた金額を支給します。保険がきかない差額ベッド代、入院時の食事療養費にかかる標準負担額などは、支給の対象外です。申請は、保険年金課または各支所の窓口でお問い合わせください。

- 持ち物
 - ・医療機関の領収書
 - ・印鑑
 - ・国保の被保険者証
 - ・振込を希望される金融機関の通帳
 - ・委任状（同一世帯でない方が申請される場合）



高島で喜らそう！
若者定住促進プロジェクト

空き家所有者の皆さんへ

貸したい・売りたい「空き家」情報をどしどしお寄せください！

今津、新旭、安曇川で「空き家活用相談会」を開催！

市内への若者の移住を進めるため、空き家の所有者がその活用を気軽に相談できる場として、空き家活用相談会を開催します。空き家を所有している皆さん、ぜひ相談会をご利用ください。

日時

7月18日 10時～12時
※予約いただいた方を優先します。

場所

今津会場 ▶ 今津東コミュニティセンター
新旭会場 ▶ 新旭公民館 (高島市観光物産プラザ内)
安曇川会場 ▶ 安曇川公民館

お知らせ

「空き家リフォーム補助 (空き家を貸し出そうとする空き家所有者が行うリフォーム工事)」をお考えの方は、空き家紹介システムへの物件登録 (賃貸) をお勧めします。

☎「高島市空き家活用促進協議会」事務局 (企画調整課) ☎(25) 8114

空き家を所有されている方が対象です

主な危険行為

<p>信号無視</p>	<p>一時不停止</p>
<p>酒酔い運転</p>	<p>車両の通行妨害</p> <p>信号のない交差点などで、左からくる車両や優先道路などを通行する車両などの進行を妨害したり、交差点に入るときに徐行しないなどの行為。</p>
<p>歩道での歩行者妨害</p> <p>歩道の車道寄りの部分や通行部分を徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害しそうなのに一時停止しないなどの行為。</p>	<p>車道の右側通行など通行区分違反</p> <p>※道路の右側に設けられた路側帯を通行する場合も含まれます。</p>

改正道路交通法の施行により、今年6月1日から、信号無視や一時不停止等、特定の「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」(有料・標準額5,700円)の受講が義務付けられるようになります。

改正道路交通法の施行により、今年6月1日から、信号無視や一時不停止等、特定の「危険行為」を3年以内に2回以上繰り返すと、「自転車運転者講習」(有料・標準額5,700円)の受講が義務付けられるようになります。

ご存知ですか?

自転車の危険運転者に「講習」義務化

14歳以上対象

受講料 5,700円

受講しないと5万円以下の罰金

※傘さし運転や、スマホ運転により事故を起こした場合にも、安全運転義務違反として危険行為の対象になることがあります。

交通対策課 ☎(22) 0058

交通事故発生状況

高島警察署 ☎(22)0110

(平成27年5月末現在)

内容	件数	前年比
人身事故発生件数	52件	-14件
死者数	1人	-2人
傷者数	71人	-14人

発生場所	件数
マキノ	6件
今津	9件
朽木	3件
安曇川	13件
高島	9件
新旭	12件

火災・救急・救助件数

消防総務課 ☎(22)5401

(平成27年5月末現在)

火災	件数	累計(1月~)
建物	0件	6件
車両	0件	5件
林野	0件	0件
その他	3件	6件

救急	件数	累計(1月~)
交通事故	24件	87件
一般負傷	35件	185件
急病	149件	710件
その他	16件	94件

救助	件数	累計(1月~)
火災	0件	0件
交通事故	1件	7件
水難事故	0件	0件
その他	5件	7件

環境放射線測定結果

原子力防災対策室 ☎(25)8133

5月平均値(平日測定)

マキノ(マキノ支所前駐車場)	0.062 μSv/h
今津(今津支所玄関北側)	0.059 μSv/h
朽木(朽木支所前駐車場)	0.054 μSv/h
安曇川(安曇川支所裏駐車場)	0.042 μSv/h
高島(高島支所裏駐車場)	0.057 μSv/h
新旭(市役所北側玄関前)	0.064 μSv/h

※測定地点は他に24か所あります。測定結果は、市のホームページをご覧ください。
●一人あたりの自然放射線量(日本) 0.24 μSv/h ※世界平均0.27 μSv/h 年間平均値から8.760(24時間×365日)で割り戻した値です。

プレミアム付き 地域通貨アイカを販売します!

国の経済対策の交付金を活用し、地域経済の活性化を目的にプレミアム付地域通貨アイカの販売を行います。取り扱い店舗が市内1500店以上に増えたアイカを、ぜひこの機会にご利用ください。

1セット プレミアム率30%
10,000円で13,000円分のアイカを購入していただけます。

※1セット1万円でお一人3セットまで購入可能です。
※数量限定のため先着順となります。
※高校生以上の方が対象。代理購入はできません。
※使用期限は12月31日までです。
※その他の条件は商工会ホームページ等でご確認ください。

▼販売日時 7月12日(金) 9時~12時
ただし売り切れ次第終了

▼販売場所
・商工会(マキノ支所、朽木支所、新旭支所(かばた館))
・安曇川公民館(ふじのきホール)
・今津保健センター・高島保健センター

高島市商工会 ☎(32)1580
市役所商工振興課 ☎(25)8514

身体障害者相談員、知的障害者相談員が相談をお受けします! 身体に障がいのある方や、知的障がいのある方、ご家族を対象に、障がい者福祉の向上に関することや、家庭における養育、生活等に関する相談をお受けします。秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

	氏名	住所	電話番号
身体障害者相談員	金谷 照夫	マキノ町海津	(28) 0453
	清水 政治	今津町桂	(22) 1386
	足立 勲	新旭町藁園	(25) 2848
	清水 透弘	安曇川町青柳	(32) 4208
	家本 寅雄	朽木市場	(38) 2563
知的障害者相談員	中江 光男	音羽	(36) 0630
	石田 孝義	今津町大供	(22) 0876
	駒井 正一	安曇川町北船木	(34) 0658
	小嶋 典子	勝野	(36) 2040

夏の交通安全県民運動 7月15日(水)~24日(金)

夏の交通安全県民運動が展開されます。

夏休みに入り、車で外出する機会が増えるこの時期に、子どもからお年寄りまで、みんなで交通安全について考え、事故の無い夏を過ごしましょう。



○運動の重点項目

1 高齢者に対する交通事故防止対策の推進

夜間に外出するときには、反射材やライトを着用するようにしましょう。ドライバーの皆さんは、「思いやり、ゆずり合い運転」を心がけましょう。

2 自転車安全利用の促進

自転車は、子どもからお年寄りまで誰でも乗れる乗り物ですが、れっきとした車両です。

ルールを守り、安全な運転を心がけましょう。

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

※6月1日から、悪質な自転車運転者に対する安全講習が義務化されました。詳しくは次ページをご覧ください。

3 全席シートベルト・チャイルドシートの着用

すべての席での、シートベルト・チャイルドシートの着用が義務付けられています。

4 飲酒運転・過労運転の根絶

運転する人はお酒を飲んではいけません。周りの人も運転する人にお酒をすすめてはいけません。

また、過労運転は重大事故の原因です。疲れを感じたら、こまめに休憩を取りましょう。

高島「セーフティーたかしま」交通安全推進協議会
(事務局 交通対策課) ☎(22) 0058